

第11章 経済的支援

1. 障害基礎年金（国民年金）

国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害の状態になった20歳以上65歳未満の方が、概ね次の要件に該当するときに支給されます。

1. 対象者

次の全てに該当する方

- (1) 国民年金に加入している間に初診日（病気やけが等で初めて医師の診療を受けた日）があること
※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。
- (2) 初診日から1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障害の状態（障害等級表の1級または2級に該当）にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態（障害等級表の1級または2級に該当）となったとき
- (3) 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されているか、または、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 市民係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等（その方の状況により他の書類が必要な場合があります）
 - ・年金請求書
 - ・所定の診断書
 - ・病歴・就労状況等申立書
 - ・受診状況等証明書
 - ・戸籍抄本（子の加算があるときは謄本）
 - ・申請者名義の預金通帳
 - ・基礎年金番号通知書または年金手帳

3. 年金額

令和5年4月分からの年金額は次のとおりで、支給は偶数月の15日となります。

1級：67歳以下の方	年額	993,750円	（月額	82,812円）
68歳以上の方	年額	990,750円	（月額	82,562円）
2級：67歳以下の方	年額	795,000円	（月額	66,250円）
68歳以上の方	年額	792,600円	（月額	66,050円）

4. その他

- ・老齢基礎年金を繰り上げて受給していると該当になりませんが、条件によって請求できる場合がありますのでご相談ください。
- ・20歳前に初診日がある病気、けがで障害になった場合は20歳に達したときに、または障害認定日が20歳に達した後の場合はそのときに国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にあれば支給されます。
- ・18歳到達年度の3月31日までの間にある子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害のある子がいる方には加算があります（1人目と2人目は1人につき年額228,700円[令和5年4月分から]、3人目からは1人につき年額76,200円[令和5年4月分から]が加算されます）。

※児童扶養手当の受給者は、障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額が児童扶養手当として支給されます。

【問合せ先】 市民生活部市民課 電話 0228-22-3211 FAX0228-22-0317

【問合せ先】 ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165

受付時間 月曜 午前8時30分から午後7時

（祝日の場合は翌日以降の開所初日）

火曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分から午後4時

050から始まる電話でかける場合 電話 03-6700-1165

【※の問合せ先】 市民生活部子育て支援課

電話 0228-22-2360 FAX0228-22-0340

2. 障害厚生年金

厚生年金に加入している人が、病気やけが等により一定の障害の状態となったときに支給される年金です。障害等級は1級から3級までありますが、1級と2級に該当する方で、65歳未満の配偶者がいる場合は加給年金の対象となります。年金額については申請する方の加入期間等によって異なります。また、障害厚生年金の給付の対象とならない場合は障害手当金を受給できる場合もあります。

ただし、障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要となります。

1. 対象者

次の全てに該当する方

- (1) 厚生年金に加入している間に初診日（病気やけが等で初めて医師の診療を受けた日）があること
- (2) 初診日から1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障害の状態（障害等級表の1級から3級に該当）にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態（障害等級表の1級から3級に該当）となったとき
- (3) 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されているか、または、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

2. 申請手続き

(1) 申請窓口

申請書類や支給額について、それぞれの申請者によって異なりますので、年金事務所にご確認願います。

(2) 必要な書類等（その方の状況により他の書類が必要な場合があります）

- 年金請求書
- 所定の診断書
- 病歴・就労状況等申立書
- 戸籍抄本（子の加算があるときは謄本）
- 申請者名義の預金通帳
- 基礎年金番号通知書または年金手帳

3. 年金額

令和5年4月分からの年金額は次のとおりで、支給は偶数月の15日となります。

1級：年額（報酬比例の年金額）× 1.25

2級：年額（報酬比例の年金額）

3級：年額（報酬比例の年金額） ※最低保障額 67歳以下の方 596,300円
68歳以下の方 594,500円

4. その他

障害等級1級または2級に該当する方で、65歳未満の配偶者がいる方は年額228,700円[令和5年4月分から]の加給年金があります。

【問合せ先】ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165

受付時間 月曜 午前8時30分から午後7時

（祝日の場合は翌日以降の開所初日）

火曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分から午後4時

050 から始まる電話でかける場合 電話 03-6700-1165

3. 特別障害者手当

著しく重度の障害により生じる精神的・物質的な負担を軽減し、自立生活の基盤を確立するため支給します。

1. 対象者

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方で、政令で定められた障害程度に該当し、かつ原則として重複障害を有する方

【支給制限】次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 施設等に入所している方
- (2) 病院・診療所（介護老人保健施設等含む）に継続して3か月を超えて入院している方
- (3) 障害のある本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定額を超えている方

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・特別障害者手当認定請求書
 - ・特別障害者手当認定用診断書
 - ・特別障害者手当所得状況届
 - ・所得額等調査同意書または本人、配偶者及び扶養義務者の所得証明書
 - ・年金証書等の所得を証明するもの
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
 - ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ※本人、配偶者及び扶養義務者分
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）
 - ・口座振替依頼書、預金通帳または貯金通帳（本人名義）

3. 手当額

令和5年4月分からの手当額は次のとおりで、支給認定後、認定請求をした日の翌月分から、3か月に1度（年4回）支給します。

月 額：27,980円 ※手当額は変更になる場合があります。

支給月： 2月（11月～ 1月分）、 5月（ 2月～ 4月分）、
8月（ 5月～ 7月分）、11月（ 8月～10月分）

【問合せ先】市民生活部社会福祉課 電話 0228-22-1340 F A X 0228-22-0340

4. 障害児福祉手当

重度の障害により生じる精神的・物質的な負担を軽減し、自立生活の基盤を確立するため支給します。

1. 対象者

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方

【支給制限】次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 施設等に入所している方
- (2) 障害を理由とする公的年金を受給している方
- (3) 障害のある本人または扶養義務者等の所得が一定額を超えている方

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・障害児福祉手当認定請求書
 - ・障害児福祉手当認定用診断書
 - ・障害児福祉手当所得状況届
 - ・所得額等調査同意書または本人及び扶養義務者等の所得証明書

- ・特別児童扶養手当等の所得を証明するもの
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
- ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
- ・個人番号が分かるもの（通知カード など）※本人及び扶養義務者等の分
- ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）
- ・口座振替依頼書、預金通帳または貯金通帳（本人名義）

3. 手当額

令和5年4月分からの手当額は次のとおりで、支給認定後、認定請求をした日の翌月から、3か月に1度（年4回）支給します。

月 額：15,220円 ※手当額は変更になる場合があります。

支給月： 2月（11月～ 1月分）、 5月（ 2月～ 4月分）、
8月（ 5月～ 7月分）、11月（ 8月～10月分）

【問合せ先】市民生活部社会福祉課 電話 0228-22-1340 F A X 0228-22-0340

5. 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害のある20歳未満の児童の福祉の向上を図るため、児童を監護する父母または養育者に対して支給されます。

1. 対象者

政令で定める1級及び2級の障害等級に相当する程度の障害を有する児童

【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 施設等に入所している方
- (2) 障害を理由とする公的年金を受給している方
- (3) 養育者または扶養義務者等の所得が一定額を超えている方

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等

- ・特別児童扶養手当認定請求書
- ・特別児童扶養手当用診断書
- ・所得額等調査同意書または本人及び扶養義務者等の所得証明書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票

※原則不要ですが、栗原市内に住民登録がない場合等、状況が確認できない場合は、別途必要となる場合があります。

- ・個人番号が分かるもの（通知カード など）※本人及び扶養義務者等の分
- ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）
- ・預金通帳または貯金通帳（養育者名義）
- ・その他必要と認める書類

3. 手当額

令和5年4月分からの手当額は次のとおりで、支給認定後、認定請求をした日の翌月分から、4か月に1度（4月、8月、11月の年3回）支給します。

1級：月額 53,700円、 2級：月額 35,760円

【問合せ先】市民生活部子育て支援課 電話 0228-22-2360 FAX0228-22-0340

6. 心身障害者扶養共済

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡または重度障害になったとき、残された障害のある方に終身一定額の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とした制度です。

1. 加入資格

- (1) 県内に住所があり、保護者の年齢が65歳未満であること。
- (2) 特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- (3) 次のような障害のある方を持つ保護者
 - ア. 知的障害者
 - イ. 身体障害者手帳1～3級を所持する方
 - ウ. 身体または精神に永続的な障害がありその程度がア及びイと同程度の方

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・ 加入等申込書
 - ・ 住民票の写し（保護者及び障害のある方それぞれに必要です）
 - ・ 申込者（被保険者）告知書（保護者の健康状態を告知する書類です）
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び年金証書等の心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類
 - ・ 印鑑
 - ・ 年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき）

3. 掛金の額

掛金（保険料）の月額は、加入時の年齢によって異なり、2口まで加入できます。

4. 年金の支給

加入者が死亡または重度障害になったときは、その月から心身障害者に対し、一生涯毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が支給されます。なお、加入者が生存中に心身障害者が死亡した場合は一時金として弔慰金が支給されます。

5. 掛金の減免

加入者の世帯状況や非常災害による被害の程度によって掛金が免除または減額されます。

【問合せ先】市民生活部社会福祉課 電話 0228-22-1340 F A X 0228-22-0340

7. 生活保護

病気やけがで働けなくなったり、その他の理由で生活に困っている場合、最低限度の生活を保障し、自分の力で生活できるようになるまでの援助を行います。

詳しい内容や申請等については、栗原市福祉事務所、または各総合支所市民サービス課までご相談願います。

1. 援助の内容

生活の状況に応じて、次の援助があります。

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助・介護扶助

【問合せ先】栗原市福祉事務所 電話 0228-22-1340 F A X 0228-22-0340

8. 生活安定資金の貸付

低所得世帯を対象に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に資金を貸付けします。

1. 対象者

市内に引き続き1年以上居住する低所得世帯であって、資金の貸付けにより生活の安定が図れると認められる世帯

2. 申請手続き

- (1) お住まいの地区の担当民生委員を通じ、社会福祉協議会各支所に相談・申込
- (2) 必要な条件等
 - ・市内に居住する保証人1名

3. 貸付額

貸付限度額 5万円（特別限度額7万円）

4. その他

- (1) 貸付金は無利子・無担保
- (2) 貸付金の償還期限は、貸付けを受けた日の翌々月から1年以内とし、月賦償還または一時償還となります。

【問合せ先】栗原市社会福祉協議会地域福祉課

電話 0228-23-8087 F A X 0228-21-4774

9. 生活福祉資金の貸付

経済的な自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るため、所得の少ない世帯や、障害のある方、高齢者が同居する世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。

1. 対象者

- (1) 低所得世帯
 - (2) 「身体障害者手帳」「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けた方が属する世帯
 - (3) 日常生活上、療養または介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯
- ※(1)(3)については宮城県社会福祉協議会が定めた世帯収入基準を超えない世帯

2. 申請手続き

- (1) お住まいの地区の担当民生委員を通じ、社会福祉協議会各支所に相談・申込
- (2) 必要な条件等
 - ・県内に居住する連帯保証人(市町村民税課税世帯かつ借受人に代わって返済する能力があること。)

3. 資金の種類

次の資金の種類によって、貸付額が異なりますので、詳しくは問い合わせ先にご確認願います。

- (1) 総合支援資金
 - ・失業や収入の減少などによって、生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための資金です。
- (2-1) 福祉資金 福祉費
 - ・福祉機器購入、住宅改修、結婚、出産、葬儀、引越、障害者世帯の自動車購入等、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための資金です。
- (2-2) 福祉資金 緊急小口資金
 - ・緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。
- (3) 教育支援資金
 - ・高校、短大、専門学校、大学への就学に際し、入学金、制服等の経費、授業料、通学定期代等の就学経費のための資金です。
- (4-1) 不動産担保型生活資金
 - ・高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。
- (4-2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金
 - ・生活保護を要する高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。

4. その他

- (1) 必要な資金の貸付けを他から受けることが困難な世帯への貸付けなので、他の貸付制度を利用することが可能な場合には、他の貸付制度を優先して利用いただきます。
(例：母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫の制度等)

(2) 償還（返済）期間内に償還を完了できない場合は、償還期限日の翌日から未償還の貸付残元金に対し「年3%」の延滞利子が発生し、日割りで加算されます。

【問合せ先】 栗原市社会福祉協議会地域福祉課

電話 0228-23-8087 FAX0228-21-4774

